

意見書案第7号

核兵器禁止条約の交渉促進と早期締結を求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を
求める。

平成29年6月8日提出

提出者	中間市議会議員	青木孝子
賛成者	〃	田口澄雄
〃	〃	宮下寛

核兵器禁止条約の交渉促進と早期締結を求める意見書

国連総会は昨年末、113カ国の圧倒的多数の賛成で核兵器を禁止し、廃絶する条約の交渉を今年3月と6月から7月に行うことを決議しました。

核兵器禁止条約の具体的な内容は、今後の議論にかかっていますが、しかし、国際社会が核兵器を禁止、すなわち「違法化」することは「核兵器のない世界」の実現への一歩となるものです。

大量破壊兵器である生物・化学兵器については、国連でその使用を「非難」する決議が1966年に採択され、それに基づく条約が作られ、廃絶されてきました。細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約（生物兵器禁止条約）は1975年に、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（化学兵器禁止条約）は1997年にそれぞれ発効しました。

今回、国際社会が最も残虐な大量破壊兵器である核兵器を禁止し、廃絶する条約づくりに踏み出そうとしていることは画期的なことです。

この状況を切り開いてきたのは、核兵器禁止条約を求め、核兵器の非人道性を追求してきた非同盟諸国を中心とする非核保有国政府の努力と、国際的な世論、とりわけ広島、長崎の実相を訴え、核兵器の非人道性、残虐性を告発してきた被爆者を先頭とする日本国民の粘り強い取り組みであることは言うまでもありません。

ところが、核保有国はこうした動きに対して、これまで以上に反発を強めています。米英ロ仏中の核保有5大国は昨年9月、共同声明を発表し、段階的アプローチが「核兵器のない世界を達成する唯一の現実的なやり方」などと主張して、核兵器禁止条約の動きに反対しました。先の国連決議にも米英ロ仏は反対し、中国は棄権しました。

しかし、核兵器固執勢力が交渉を拒否しても、条約で禁止されれば、核兵器を使うことを前提にした政策には、大きな制約が課せられることは疑いありません。

重大なのは、安倍政権が「核兵器のない世界」へ、世界が前進しようとしているとき、今回の国連決議に反対するなど逆行する態度をとっていることです。この姿勢を即刻改め、被爆国の政府としての国際的責務を果たすことが強く求められています。

よって、政府に対して、核兵器禁止条約の交渉を促進し、同条約締結を早期に実現するために、核保有国をはじめ国際社会への積極的な働きかけを強めるよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年6月8日

中 間 市 議 会

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	伊達	忠一	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
外務大臣	岸田	文雄	様
防衛大臣	稲田	朋美	様